

カナダの新商標法早見表

改正前		改正後
複数区分を含む出願でも出願料金は\$250のみ。		区分ごとに出願料金が必要。 1区分目\$330 追加区分各\$100
カナダのブランド所有者は各国毎に個別に登録出願。		カナダのブランド所有者はマドリッド制度により1回の出願で国際申請が可能。
使用予定ベースの出願には「使用宣誓書」の提出が必要。		登録のため「使用宣誓書」は不要。
登録は15年間有効。		登録は10年間有効。
審査中の第三者対応は認められていない。		特定の出願に対し、審査官に「抗議状」を送付可能。
更新申請はいつでも提出可。		原則として更新申請は、更新期日の前後各6か月の期間中のみ受付。
出願は物品・サービスの区分がなくても登録可能。		物品・サービスの区分を確定して初めて宣伝・登録・更新が可能。

詳細は gowlingwlg.com/canadian-trademark-changes をご覧ください。

本内容は法的助言ではありません。本ウェブサイトに掲載されている情報は、その形態にかかわらず情報提供だけのために提供されているものです。本内容は法的助言ではなく、そのように捉えることも禁止します。本内容を作為・不作為の根拠とすることを禁止します。本内容を根拠に、専門家による法的助言を無視することや、法的助言を求めることを遅らせることを禁止します。Gowling WLGの専門家は、具体的な法的問題について何時でも喜んでご相談に応じます。